

久々野まちづくり協議会 部設置規程

(目的)

第1条 この規程は、久々野まちづくり協議会規約第16条第2項の規定により、部の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部)

第2条 専門部は、町内会長、町内会から選出された教養広報委員、リサイクル委員、子ども会育成委員、体育委員、交通安全推進員、見守り推進員、及び町内の関係団体等からの代表及び部会が承認した者を部員として構成する。

2 部長は、部員の互選とし、副部長は部長が指名する。

3 部会は、部長が招集し、事業の企画、調整、運営実行を行う。

4 部は、次の3部会とし、その主たる事業は次のとおりとする。

(1) 生涯学習部 (生涯学習に関わる事業)

ア 乳幼児から高齢者まで人づくりに関する事業

イ 文化の振興、及び地域の歴史や伝統の継承に関する事業

ウ スポーツの振興に関する事業

(2) 地域自治部 (地域自治に関わる活動)

ア 自治組織を中心とした地域活動に関する事業

イ 防災に関する事業

ウ 地域振興計画に関する事業

(3) 地域活動部 (地域活動に関わる事業)

ア 乳幼児及び高齢者の福祉に関する事業

イ 景観やエコロジーなど環境に関する事業

ウ 地域のイベントなど地域活性化に関する事業

エ コミュニティビジネス及び特産品開発など地域振興に関する事業

(専門部別関係団体等)

第3条 前条第4項に規定する部を構成する町内の関係団体等は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、令和3年4月20日から施行する。

久々野まちづくり運営委員会局及び専門部設置規程（平成26年10月28日施行）は廃止する。

別表（第3条関係）

1 生涯学習部

関係団体等	
子ども会育成会	教養・広報グループ
青少年育成会	小屋名しょうけ保存会
らっこの会	有道しゃくし保存会
久々野保育園保護者会	体育委員会
久々野小学校PTA	久々野町ソフトボール部
久々野中学校PTA	久々野町野球部
久々野の子どもを育てる会	久々野町バレーボール部
なんせいくぐの交流会	久々野町剣道部
NPO法人ふるさと	久々野町ソフトミニバレーボール部
文化グループ	アルコピアスキークラブ
	ふれあい登山友の会

2 地域自治部

関係団体等	
各町内会	各町内会防災リーダー
各自主防災組織	町内在住防災士
久々野赤十字奉仕団	高山市消防団久々野支団

3 地域活動部

関係団体等	
高山市社会福祉協議会久々野支部	高山市交通安全推進員（交対協）
高山地区交通安全協会久々野支部	高山市見守り推進員
久々野地区民生児童委員協議会	NPO法人ふるさと
久々野地区長寿会	林業グループ
リサイクル委員会	高山南商工会青年部久々野支部
アルコピアヒュッテ組合	ひだ桃源郷収穫劇場実行委員会
ひだ桃源郷くぐの観光協会	アルコピア活性化推進会議
高山南商工会久々野支部	久々野駅周辺美化推進委員会
高山南商工会女性部久々野支部	情報発信委員会
(有) ひだ桃源郷	
どんぐりの会	
まちづくり久々野地産地消研究会	